

第12回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成19年10月5日(金)午後1時30分～午後4時45分
- 2 場 所 長野県庁西庁舎 109号会議室
- 3 出席者
(委 員) 大門会長、磯部委員、石坂委員、齋藤委員、富田委員
(事 務 局) 山本課長、岸田係長、若狭主任企画員、草間企画員、前島企画員
- 4 議 題
(1) 前回継続案件の審議
(2) 新規意見聴取案件の審議
(3) その他
- 5 議事経過
(1) 9月18日(火) 各委員へ事務局から新規意見聴取案件資料を事前送付
～9月27日(木) 各委員は資料を検討の上、事務局へ疑問点等の呈示
(2) 10月 5日(金) 審議会の開催 (別紙:概要のとおり)
(3) 10月 9日(火) 審議結果を意見案として事務局から各委員へ送付
～10月15日(月) 各委員の検討結果を意見にとりまとめ、実施機関へ通知

(別紙：概要)

会 長： 時間ですから、第 12 回の個人情報保護運営審議会を開会いたします。
案件の審理に入る前に、運営審議会の傍聴要領についておはかりします。前回の検討をふまえて事務局から委員の皆さんに修正案が送付されましたが、この傍聴要領(案)の通りで御異議ございませんでしょうか。

(各委員 同意)

会 長： それでは、本日の会議からこの傍聴要領によることにします。
案件の審議にはいります。前回からの継続の案件について、説明してください。

事務局： (案件番号 7 番について資料に基づき説明)

会 長： 何かご意見はございましょうか。

委 員： この目的外提供は、その他 8 号該当ですが、他の条項の該当性はどうか。

委 員： 弁護士会照会については、一般的な回答義務があるという、判例もありますので、本来は 1 号該当とすべきところだが、行政の中では一般的な考え方ではないようなので、8 号にせざるを得ない、ということです。

委 員： 1 件 1 件厳密に考えるために審議会にかける自治体は多い。もともと法令に根拠があるということもあわせて考えて、8 号該当で出してもいいかと、思う。

会 長： では、認めるということでいいですか。

(各委員 同意)

会 長： 次の案件を説明してください。

事務局： (案件番号 15 番について資料に基づき説明)

会 長： これについていかがでしょうか。

(各委員 承認)

会 長： では引き続き、新規の案件に入ります。事務局から説明をしてください。

事務局： (案件番号 32、33 番について資料に基づき説明)

会 長： 何かご意見ございますか。

(各委員 承認)

会 長： この2件は承認します。次、説明してください。

事務局：(案件番号 34 番について資料に基づき説明)

会 長： 何かございますか。

委 員： 今まで利用していなかったものを、急に利用するようになるという感じがある。

委 員： 本人確認情報保護審議会で、侵入実験をやる、やらないという問題がありましたが、実際行ってそのような危険性、安全性についての問題がクリアされたということか。

事務局： 侵入実験は実施して、本人確認情報保護審議会がその結果について、検討して調査等を行って、結果をまとめて報告しております。

委 員： 前に、不安を表明していた委員さんと同じ構成の委員が今回の決定をした、ということか。

事務局： 若干メンバーの交代があります。でも、会長の清水先生は代わっておりません。

委 員： 住基ネットを開始した当時ならともかく、ずっと利用していなくて、この段階で利用を開始する、というのは、ちょっと違和感がある。

委 員： 本人確認情報保護審議会としては、異論は出なかった、ということですね。

事務局： 本人確認情報保護審議会は、事務をやることについての審査ということではなく、県としてやりたいことをご報告致しまして、議論頂いております。

委 員： 本人確認情報保護審議会がこの問題についてはきちんと議論する審議会でしょうが、運用後の安全対策に関する説明が不十分だという指摘があって、これから検討することになっている。それを踏まえたほうがいいのではないか。

会 長： 事務を始めるということになれば、ここで色々いう筋でもないですね。では、その審議の結果をみたくうえで、審査することでもいいでしょうか。

(各委員 同意)

会 長： では次回、考えて頂くことにします。それでは、次を説明してください。

事務局： (案件番号 35 番から 39 番について資料に基づき説明)

会 長： 何かございますか。

委 員： 前回の審議会でも、欠格事由となる犯罪の照会は、欠格の対象となる期間に限るべきとしましたが、今回も、38 番について同様の意見を付すべき、です。

会 長： では 38 番には、今の意見を付して承認することにします。ほかは、よろしいですか。

(各委員 承認)

会 長： では 35 番から 39 番まで、意見を付すものもありますが、承認します。

事務局：(案件番号 40 番、41 番について資料に基づき説明)

会 長： これは、特に問題ないと思いますが。

(各委員 同意)

会 長： では、承認します。

事務局：(案件番号 42 番から 46 番について資料に基づき説明)

会 長： これらはいかがでしょう。

委 員： 46 番は環境省などへ提供する、ということですが、その同意はどこにありますか。実施要領の中に環境省に送る、と書いてあるということですか。

委 員： 実施要領の中に、環境省及び環境協会は観察結果を整理し、と書いてあるので、それを読んだうえで申込みをする、ということだと思います。

委 員： そのような方法もあるので、2 号でもいいとは思いますが、親切ではない気がする。この要領自体は環境省が書いているので、ここであれこれ言っても、と思うが、「ここで収集した個人情報には当該事務に利用します」など民間レベルでは、もう少しわかりやすく書くのではないか。この程度でいいのか、やや引っかかるということを、議事録に残して頂きたい。

会 長： よろしいですか。

(各委員 同意)

会 長： では、これらは承認致します。次を説明してください。

事務局：（案件番号 47 番～49 番について資料に基づき説明）

委員： 47 番は、今年も病気が 2 件発生しているようだから、事務は慎重にお願いしたい。

会長： 他は、よろしいですか。

（各委員 同意）

会長： では、承認します。

事務局：（案件番号 50 番～54 番について資料に基づき説明）

会長： これは何か問題はありませんか。

委員： 54 番ですが、保険の申込は通常、対象となる資産があるのですが、この保険にはそういうのがないのか。

委員： 森林の面積、立木の本数・太さなどがあるので、資産の欄はチェックをした方がいい。

会長： では、54 番は登録簿の資産状況をチェックするということですね。ほかは、よろしいですか。

（各委員 同意）

会長： では、承認します。

（休憩）

会長： 再開します。休憩前に引き続いて説明をしてください。

事務局：（案件番号 55 番～57 番について資料に基づき説明）

会長： 55 番はよろしいですか。

（各委員 同意）

会長： では 55 番は承認します。56、57 番はいかがですか。

委員： 国交省に提供したときは、5 号該当だと本人通知をしなければならないが、本人

通知の省略について、あがっていないがそれでいいのか。また、市町村に提供する場合は交渉の場に市町村の職員がいるから、本人同意としてあるが、2項の本人同意は、そういう黙示の同意を想定してないのではないか。

委員： この各市町村は、その土地が存在したその市町村だとするなら国交省に連絡するのと同様に、5項が該当するのではないか。

委員： 具体的には、県が折衝するとき市町村の方も来てほしい、と同席を求めるわけだろうから、住民の方が市を同席させるな、と言わない限り同意があるというのは、少々苦しい。

委員： 住民の側でも、日頃知っている職員がいてくれた方が安心して交渉しやすいという部分もある。

委員： そういうケースならいいが、そういうケースだけではないのではないか。

委員： 何れにしる、2号では私は納得できない。

委員： それに、登録簿だけを見ていると、どの情報をどこに提供するのがわからない。全部の情報を提供するようにみえてしまう。

事務局： それでは、登録簿の記載について、国土交通省と市町村は提供の根拠が5号該当で、提供する情報は「土地の情報に限る」ということを備考欄に記載しなさい。また、本人への通知を省略する場合は、別に目的外提供通知の省略について、審議会に図りなさい。税務署についても、提供する情報の範囲を備考欄に記載しなさい、ということによろしいでしょうか。

会長： 今のとおりで、よろしいですね。

(各委員 同意)

会長： 今の内容で承認、ということにします。では、次の案件。

事務局： (案件番号58番、59番について資料に基づき説明)

会長： これはどうですか。

委員： 59番ですが、内容は同じなんですが、申請書のほかに届出書もあるので、公文書の名称だけは付け加えた方が正確だと思います。

会長： では、公文書の名称の欄に届出書を記載して申請書と同じ欄をチェックしておくこととします。他はよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

会長： では、次を説明してください。

事務局：（60番について資料に基づき説明）

会長：これは、承認でよろしいでしょうか。

（各委員 同意）

会長：では承認します。次をお願いします。

事務局：（61番について資料に基づき説明）

会長：如何でしょうか。

委員：金融機関から振替不能連絡がきたら、どこか記録するでしょうかから、登録簿にその旨を記載したほうがいい。

事務局：担当課と相談のうえ、工夫して記載します。

会長：それでは、その意見を付して承認します。次を説明してください。

事務局：（62番について資料に基づき説明）

会長：如何ですか。

（各委員 承認）

会長：では承認。続いて説明してください。

事務局：（63番～65番、76番について資料に基づき説明）

会長：如何ですか。

委員：登録簿の記録する個人情報の内容のその他欄に推薦理由を付け加えるべき。

会長：今の意見のほかはよろしいですか。

（各委員 承認）

会長：では、登録簿に推薦理由を付け加えることで、承認します。次を説明してください。

事務局：（66番～68番について資料に基づき説明）

委員：前件と同様、登録簿の記録する個人情報の内容のその他欄に推薦理由を付け加えるべき。

会長：では、その意見を付して承認します。次を説明してください。

事務局：（69番～71番について資料に基づき説明）

会長：これはよろしいでしょうか。

（各委員 承認）

会長：では、承認します。次を説明してください。

事務局：（72番～75番について資料に基づき説明）

会長：如何ですか。

委員：以前承認した件もそうだが、今の登録簿では、記録された情報の一部について提供を承認した場合に、どの提供先に、どのような情報の提供が認められているのかが、分からなくなっている。今回の案件も、非常に幅が広い中の、交通事故事件という一部の事件の、そのまた、一部の情報のみの提供を承認することになるのだから、登録簿で、それがわかるような記載となるよう工夫をして欲しい。内容的には、問題はないと思う。

会長：では、これらについて承認することとしますが、今後、登録簿の記載について事務局に検討してもらうことでよろしいでしょうか。

（各委員 同意）

会長：以上で、意見聴取案件は終了しました。引き続き、議事録の公開等について、事務局から説明をしてください。

事務局：（議事録公開等について資料に基づき説明）

会長：会議録の作成について、お手元に配布された運営要領のとおり、とすることで御異議はございませんか。

(各委員 異議なし)

会 長： では、この運営要領は本日付けで決定されました。以上で、本日の案件は全て終了いたしました。事務局から発言を求められておりますので、認めます。

課 長： お礼のあいさつ

会 長： 以上で、本日の会議を終了します。長時間お疲れ様でした。